

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第4区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2003-132649(P2003-132649A)

【公開日】平成15年5月9日(2003.5.9)

【出願番号】特願2002-239994(P2002-239994)

【国際特許分類第7版】

G 11 B 23/023

【F I】

G 11 B 23/023 602B

【手続補正書】

【提出日】平成17年8月24日(2005.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

上部および底部を有するカートリッジシステムを格納するカートリッジマガジンシステムにおいて、

第1の側面を有し、前記カートリッジシステムを受け入れるように設計されたスリーブと、

傾斜面を有するレッグ、およびアームを有するピボット部材であって、前記カートリッジシステムが正しい向きで挿入された場合に、前記スリーブ内への前記カートリッジシステムの完全な挿入を可能にするように設計され、前記カートリッジシステムが正しくない向きで挿入された場合に、前記スリーブ内への前記カートリッジシステムの完全な挿入を防止するピボット部材と、

前記スリーブの外側に延出したフラグを有する支持アームを備えるフラグポジショナであって、前記フラグは、完全に挿入されたカートリッジシステムを前記スリーブが有していない場合には第1の位置に、完全に挿入された第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムを前記スリーブが有する場合には第2の位置に、完全に挿入された第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムを前記スリーブが有する場合には第3の位置に位置付けられるように設計された前記フラグポジショナと、
を備えることを特徴とするカートリッジマガジンシステム。

【請求項2】

前記第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムは、デジタルリニアテープカートリッジシステムであることを特徴とする請求項1に記載のカートリッジマガジンシステム。

【請求項3】

前記第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムは、リニアテープオープンカートリッジシステムであることを特徴とする請求項1に記載のカートリッジマガジンシステム。

【請求項4】

カートリッジシステムが正しい向きでスリーブ内に挿入されることを確実にする、後部面を有するカートリッジマガジンのためのロックアウトシステムであって、

前記カートリッジシステムを受け入れるように設計されたスリーブと、

レッグおよびアームを有するピボット部材と、

を備え、

前記ピボット部材は、前記カートリッジシステムが正しい向きで挿入された場合に、前記スリーブ内への前記カートリッジシステムの完全な挿入を可能にするように設計され、前記カートリッジシステムが正しくない向きで部分的に挿入された場合に、前記スリーブ内への前記カートリッジシステムの完全な挿入を防止し、

前記ピボット部材の前記アームは、第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムが正しい向きで前記スリーブ内に挿入された場合に、前記第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムのキャビティ内に回転し、前記ピボット部材の前記レッグは、第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムが正しい向きで前記スリーブ内に挿入された場合に、前記第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムのリセスに嵌まり、

前記ピボット部材の前記アームは、前記カートリッジシステムが正しくない向きで部分的に挿入された場合に、前記カートリッジシステムと接触し、

前記カートリッジシステムとの前記接触は、前記カートリッジシステムの完全な挿入を防止する、

ことを特徴とするカートリッジマガジンのためのロックアウトシステム。

【請求項5】

前記第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムは、デジタルリニアテープカートリッジシステムであることを特徴とする請求項4に記載のロックアウトシステム。

【請求項6】

前記第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムは、リニアテープオーブンカートリッジシステムであることを特徴とする請求項4に記載のロックアウトシステム。

【請求項7】

カートリッジシステムを格納するために設計されたスリーブを有するカートリッジマガジンのためのインジケータシステムであって、前記インジケータシステムは、前記スリーブの中身の表示を提供し、

ピボットを備える第1の端部およびフラグを備える第2の端部を有し、垂直止め部およびディンプルを有する支持アームを備え、

前記ピボットは、前記支持アームを部分的に支持するとともに前記ピボットを中心に前記支持アームを部分的に回転することができるよう設計され、

前記垂直止め部は、前記スリーブが空である場合に、前記支持アームを部分的に支持するよう設計され、

前記ディンプルは、第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムが完全に挿入された場合に、前記第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムの上面に位置するよう設計され、

前記ディンプルは、第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムが前記スリーブ内に挿入されている間、前記第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムの上面を摺動するよう設計され、また、前記第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムが前記スリーブ内に完全に挿入されると、前記第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムのノッチに嵌まるよう設計され、

前記フラグは、前記スリーブが空である場合には第1の位置に、前記スリーブが前記第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムを有する場合には第2の位置に、および前記スリーブが前記第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムを有する場合には第3の位置に位置付けられるよう設計される、

ことを特徴とするカートリッジマガジンのためのインジケータシステム。

【請求項8】

前記第1のタイプのリニアテープカートリッジシステムは、デジタルリニアテープカートリッジシステムであることを特徴とする請求項7に記載のインジケータシステム。

【請求項9】

前記第2のタイプのリニアテープカートリッジシステムは、リニアテープオーブンカートリッジシステムであることを特徴とする請求項7に記載のインジケータシステム。

【請求項 10】

前記フラグは、光バーコード標識を有し、

前記光バーコードを読み取るバーコードリーダの能力を向上させるように設計された表面を有するインジケータパッドをさらに備えることを特徴とする請求項 7 に記載のインジケータシステム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

ハンドル304は、ハンドル304の両側から突出した2つの短軸414（1つを図4に示す）を中心に回転する。短軸414（図4）は、ユニバーサルカートリッジマガジン300の上部318の両端のハンドル支持部324にある穴326（1つを図3に示す）に嵌まる。